

山梨学院大学公的研究費不正使用防止計画

2024年4月1日
学長 青山貴子

山梨学院大学では、「山梨学院大学における公的研究費の適正な運営・管理体制に関する規程」及び「山梨学院大学における公的研究費の管理・監査の基本方針」により、公的研究費について、不正使用を防止し適正な管理・監査を行うため、山梨学院大学公的研究費不正防止計画を策定し、研究費の適正かつ効率的な運営及び監査体制を図る。

【不正防止計画】

No.	項目	運営・責任体制	計画内容・備考等
1	研究者に対し「誓約書」の提出	研究者・ 学事センター学事課	年1回 科研費の公募説明会にて、参加者から徴収
2	公的研究費の適正な執行 (適切な発注・検収等手続きの実施)	研究者・ 学事センター学事課	管理資金において、発注・検収の都度
3	コンプライアンス・研究倫理推進責任者	各部科長・ 学事センター学事課	規程・基本方針に基づき設置
4	コンプライアンス・研究倫理教育の実施	各部科長・ 学事センター学事課	年1回 規程・基本方針に基づき設置
5	アンケート調査の実施	学事センター学事課	年1回 コンプライアンス・研究倫理教育時
6	全体説明・個別説明の実施	学事センター学事課	年1回 規程・基本方針に基づき実施
7	経費執行状況の把握	学事センター学事課	管理資金において随時
8	適切な発注	研究者・ 学事センター学事課	管理資金において随時
9	正確な支払書類の作成・点検	研究者・ 学事センター学事課	管理資金において随時
10	学外説明会への参加	学事センター学事課	開催時に必ず出席
11	ホームページによる内外への公表	学事センター学事課	体制・整備を図る都度
12	内部監査の強化	法人監査チーム	年1回 規程・基本方針に基づき実施
13	取引業者に対し「誓約書」の提出	学事センター学事課	原則通年のうち1回
14	規程・要領・マニュアルの見直し	学事センター学事課	法令等改正に伴い随時
15	不正防止計画の点検・評価	学事センター学事課	年1回 規程・基本方針に基づき実施
16	研究倫理委員会、倫理審査委員会等による関係調査	学事センター学事課	都度

※16項目の不正使用防止計画を履行し、常に公的研究費の不正防止に努めるものとする。

※研究活動における不正行為が発覚した場合、規程に基づき関係調査委員会等の調査に速やかに入る。